

作成日：2012年1月5日

## インドネシア共和国

特許庁の所在地：

Department of Law and Legislation, Directorate General of Intellectual Property

Direktorat Jenderal Hak Cipta, Paten dan Merek,  
Departemen kehakiman R. I., Jl. Daan Mogot Km. 24,  
Tangerang 15119,  
Indonesia

Tel : 62 21 552 4992

Fax : 62 21 552 5366

Website : <http://www.dgip.go.id>

## 目 次

### <共通情報>

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

### <特許制度>

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### <意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trips)

### **2. 現地代理人の必要性有無**

インドネシア国内に住所を有していない出願人は、特許庁に登録されている弁理士を代理人として選任しなければなりません。

### **3. 現地の代理人団体の有無**

Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association  
(Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia (AKHKI))  
Senayan Trade Center (STC) Jl. Asia Afrika Pintu 1X  
Gelora Senayan Jakarta 10270 Indonesia  
Tel: 62-21-5793-1631 Fax: 62-21-5793-1581  
Email: info@akhki.or.id  
Website: <http://akhki.or.id/>

### **4. 出願言語**

インドネシア語です。

### **5. その他関係団体**

ジェトロ インドネシア・ジャカルタ事務所  
Summitmas I, 6<sup>th</sup> Floor, Jl. Jend. Sudirman kav. 61-62,  
Jakarta 12190,  
Indonesia  
Tel: 62-21-5200264  
Fax: 62-21-5200261

### **6. 特許情報へのアクセス**

Website DGIP0, URL <<http://penelusuran-paten.dgip.go.id/>>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2001年8月1日施行（法律14/2001号）の2001年改正特許法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

英語による明細書及びクレームで出願することができますが、出願日から30日以内にインドネシア語翻訳文を提出しなければなりません。

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人及び譲受人が署名します。認証は不要です。

#### (6) Statement

譲受人たる出願人が、自己の名において出願をすることを宣誓する書面です。出願人が署名します。

#### (7) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出しなければなりません。優先権書類が英語でない場合は、優先権書類のフロントページの英訳文を優先権証明書と共に提出する必要があります。

### 3. 料金表 (単位: インドネシア ルピア (IDR))

#### (1) 出願料金

①基本料金	575000
②10個以上各クレーム当たり	40000
③小特許の場合	125000
(2) 書類追完料金	200000
(3) 実体審査請求料金	2000000
・小特許の場合	350000
(4) 特許証取得料金	250000
(5) 審判請求料金	3000000

(6) 年金

・ 1年度から3年度(各年度当たり)	700000
・ 4年度及び5年度(各年度当たり)	1000000
・ 6年度	1500000
・ 7年度及び8年度(各年度当たり)	2000000
・ 9年度	2500000
・ 10年度	3500000
・ 11年度から20年度まで (各年度当たり)	5000000

\*なお、1クレーム当たり以下の加算料金の納付が必要となります。

1年度から3年度まで(各年度当たり)	50000
4年度及び5年度、 6年度	100000
7年度及び8年度、 9年度から20年度まで(各年度当たり)	150000
	200000
	250000

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。審査請求は、出願日から36ヶ月以内に行う必要があります。

8. 出願から登録までの手続の流れ

インドネシア国は、「特許」及び「小特許」(短期特許)の2種類の発明の保護を採用しており、実用新案制度は採用していません。「小特許」とは、存続期間が出願日から10年間で、形状、構造又は組み合わせにより新規で実用的な価値を有する物品や装置を保護対象としています。従いまして、方法、組成物、物の製造方法は保護されません。

(1) 方式審査

出願書類が提出されると、特許庁は出願要件を満たしているか否かについて方式

審査が行われます。出願要件は、出願日を付与するために必要な以下の最小限の要件を言います。

- ① 出願年月日、特許付与の請求、出願人の名称及び住所を表示したインドネシア語による所定の願書の提出。
- ② インドネシア語による明細書及びクレームの提出。
- ③ 手数料の支払い。

上記の要件が満たされていないと判断された場合は、3ヶ月以内に補正をすることが命じられます。この3ヶ月の期間は、請求により2ヶ月延長できます。この期間内に願書類の瑕疵が是正されなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

## (2) 出願公開

出願は、出願日から18ヶ月（優先権主張の場合は優先日から）経過後公開されます。

公開は、6ヶ月間特許庁の掲示板に出願が掲載され、また特許公報にも出願内容が掲載されます。

## (3) 審査手続きについて

特許を受けるためには、所定の期間内に審査請求を行い、発明が不特許事由に該当しないこと、新規性があること、進歩性を有すること及び産業上の利用性があることが必要です。

### ① 不特許事由について

次の事由は発明とはみなされません。

- a) 芸術的な創作物である場合
  - b) 発見や、科学上の理論に過ぎない場合又は算術的な方法の場合
  - c) 精神的な行為の場合、遊戯方法や商業的な活動のための計画等の場合
  - d) コンピュータプログラム自体の場合
  - e) 情報の提示の場合
- 等です。

### ② 新規性について

- ・ 出願日前（又は優先日前）に、出願に係る発明が世界のいずれかの場所において公知、公用又は刊行物に掲載されている場合は、新規性を有しません（絶対的世界主義の採用です）。
- ・ 更に、出願後に、出願公開された先の出願の明細書等に記載された発明と同一である後の出願は、出願人が同一か否かに拘わらず、特許を受けることができます（我国における特許法29条の2の規定と類似します）。
- ・ なお、以下の場合には、新規性喪失の例外が適用されます。
  - I) 出願日前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して

公知となった発明。

II) 出願日前6ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者が研究や開発を目的として実験をした場合。

III) 国内又は外国において開催された国際博覧会、公に認められた国内博覧会における、出願日前12ヶ月以内における発明の公表の場合。

③ 審査手続き

・新規性や進歩性に関する実体的要件を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由通知が発行されます。拒絶理由通知に対する応答期間は、通常3ヶ月とされており出願人は意見書や補正書を提出することができます。特許庁は出願人に他国の審査結果の情報や資料の提出を要求することができます。この期間内に応答できない場合は、請求により期間の延長が認められます。この期間内に応答しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。上記拒絶理由通知に対する応答が、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合には最終的に拒絶査定となります。

(4) 不服申し立てについて

拒絶査定に対して、出願人は査定通知の発行日から3ヶ月以内に、特別特許審判委員会に対して審判請求をすることができます。

(5) 特許付与について

拒絶理由が発見されなかった場合、特許証が発行されます。その後、特許付与が特許公報に公告され、特許原簿に登録されます。

(6) 特許付与前の異議申し立てについて

付与前の異議申立て制度は採用されておりませんが、何人も出願公開の日から6ヶ月間、情報提供をすることができます。

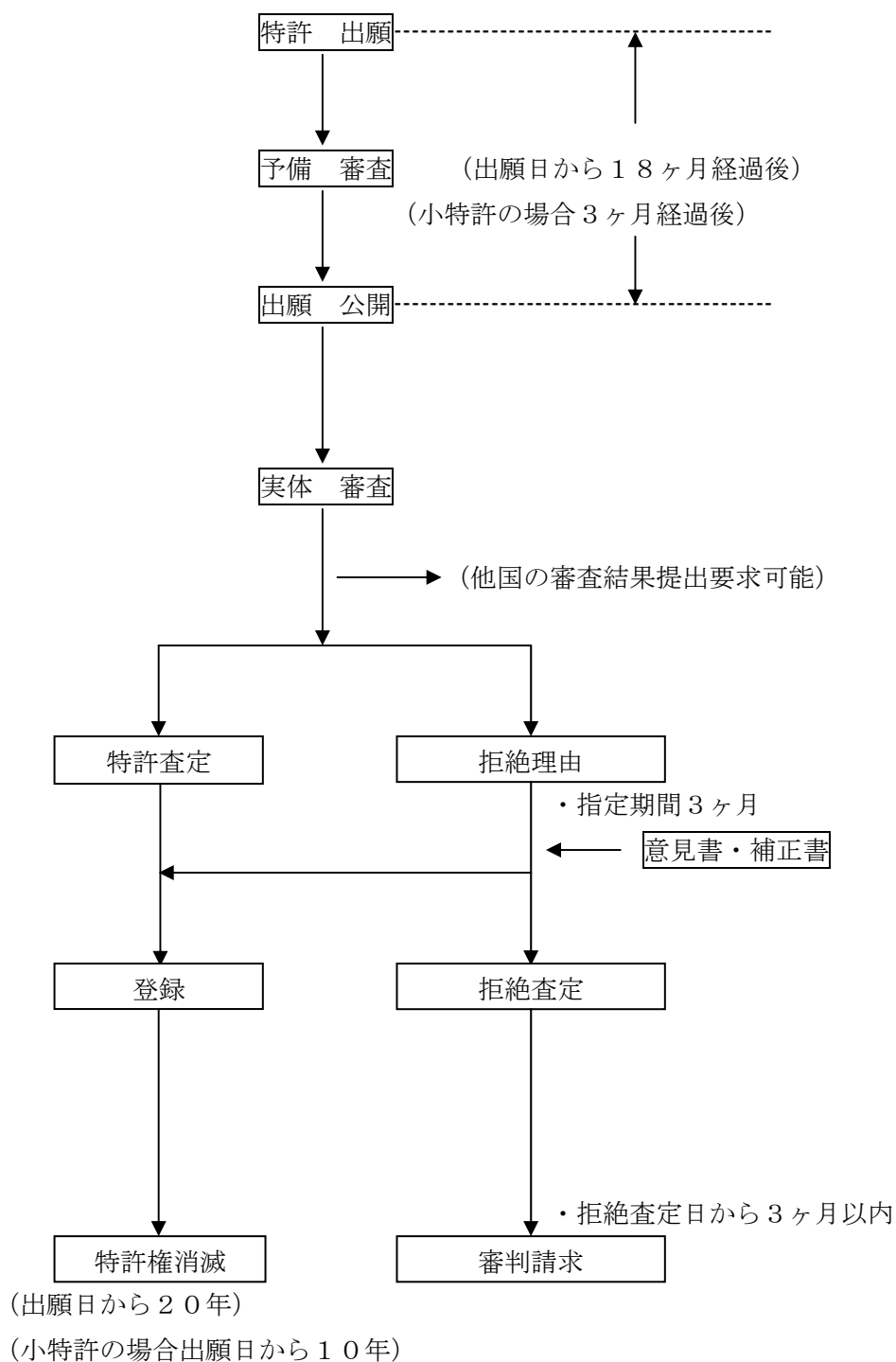
(7) 分割出願について

出願人は、自発的にまた拒絶理由通知の応答期限内に分割出願をすることができます。

自発的な分割出願は、実体審査の終了まで行うことができます。



出願から特許権消滅までのフローチャート：



## 9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 年金は、登録後に納付する必要があるため、特許付与後1年以内に出願日からの累積維持年金を納付する必要があります。その後の年金は、特許付与の日に対応する日前に納付しなければなりません。

## 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限  
優先日から31ヶ月以内です。  
但し、手数料の納付することにより32ヶ月まで延長することができます。
- (2) 提出すべき書類  
以下の書類のインドネシア語による翻訳文の提出が必要です。
  - ・国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
  - ・34条補正がされた場合、国際出願時のもの及び補正後の翻訳文

## 11. 留意事項

### 1. 出願の際

- (1) 上述しましたように、インドネシア国は特許の種類として「特許」及び「小特許」があります。「小特許」は、我国の実用新案制度と類似した物品の形状等を保護対象とし、新規性の有無の審査により登録要件が判断されます。従いまして、ライフサイクルの短い製品等について、早期に独占権の付与を望む場合は、「小特許」による保護を検討する必要があると思われます。但し、「小特許」の存続期間は、10年間ですので留意して下さい。
- (2) 優先権を主張して直接インドネシア国に出願する場合、インドネシア語により明細書等を最初に提出する必要はなく、英語の明細書等により出願日を確保することができます。従いまして、優先期間の終了間際にインドネシア国に出願をすることが決定された場合でも英語の明細書等により出願が可能となります。なお、この場合には出願日から所定の期間内にインドネシア語による明細書等の翻訳文を提出する必要があります、不提出の場合には出願が取下げとなります。

### 2. 出願後審査中

- (1) 出願と同時に審査請求を行わない場合、「特許」の場合には出願日から36ヶ月以内に、「小特許」の場合には出願日から6ヶ月以内に審査請求をする必要があります。この期間内に審査請求を行わなかった場合には、もはや特許を受けることができなくなりますので、この期限管理に関しては十分留意する必要があります。

- (2) 特許庁から発行された通知は、全て送付してもらうよう現地代理人に要求する必要があります。特に、拒絶理由通知を受けた場合にはその応答期限の日付が現地代理人の報告書状中に誤りがある場合があり、その確認のために参考になるからです。
- (3) 明細書、特にクレームの補正をした場合には、必ずクレーム全体の英訳文の送付を現地代理人に要求すべきでしょう。特許になった場合、クレームの内容を容易に判断することが可能になるからです。

### 3. 特許査定の際

- (1) 特許となった場合にも、上記で述べた理由によりクレームの英訳文を現地代理人に作成を要求すべきでしょう。権利範囲はインドネシア語により確定されます。しかし、日本人にとってインドネシア語の判断は一般的に困難かと思われますので、確定したインドネシア語によるクレームの英訳があればその内容を確認することが可能となるからです。
- (2) 年金納付に関して  
年金納付が少々複雑ですので留意して下さい。

【例】出願日（又は国際出願日）が2005年3月15日、特許日が2011年7月15日と仮定します。この場合：

- ①出願日を第1年度（2005年3月15日から2006年3月14日まで）とし、特許日が2011年7月15日ですので、累積年金として第1年度分から第7年度分（2011年3月15日から2012年3月14日分）の年金を、一括して特許日から1年以内（即ち、2012年7月15日まで）に納付する必要があります。
- ②次回の8年分（2012年3月15日から2013年3月14日まで）の納付期限は、2013年7月15日となります。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

インドネシアにおける意匠保護に関する法律は、2000年12月20日に施行された意匠法です。意匠出願は、2001年6月14日から可能となっています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

★インドネシアは意匠の国際分類に関するロカルノ協定には加盟していませんが、ロカルノ協定国際分類の同一クラスに属する複数の意匠について一出願することができます。

#### (1) 願書

- ① 意匠に係る物品の表示。
- ② 意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ③ 優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。
- ④ 出願公告の繰り延べを希望する場合には、その旨の記載が必要です。

#### (2) 図面又は写真

6面図及び等角投影図が必要です。一定の場合には見本の提出も認められています。一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要です。

#### (3) 陳述書

出願に係る意匠が、出願人に帰属する旨を記載したインドネシア語による陳述書が必要です。

#### (4) 出願人が正当権利者であることの説明書

出願人が創作者でない場合に必要となります。通常は、譲渡証書（創作者及び出願人の双方が署名したもの）及びインドネシア語の翻訳文を提出します。

#### (5) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (6) 優先権翻訳

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (7) 委任状

提出期限は出願日から3ヶ月です。出願人が署名したもので、公証・認証は必要ありません。

### 3. 料金表（単位：インドネシアルピア（IDR））

(1) 意匠出願	3 0 0 0 0 0
(2) 異議申立	1 5 0 0 0 0
(3) 証明書の発行	1 0 0 0 0 0
(4) 譲渡	4 0 0 0 0 0

- |           |        |
|-----------|--------|
| (5) ライセンス | 250000 |
| (6) 取消し請求 | 200000 |

#### 4. 料金減免制度について

意匠出願について減免制度は採用されておられません。

#### 5. 実体審査の有無

意匠出願については、方式審査に加えて新規性等の実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

意匠出願については、出願公開制度は採用されていません。

#### 7. 審査請求制度の有無

意匠出願については、審査請求制度は採用されていません。意匠出願について出願日が認められた出願は全件審査の対象となります。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 意匠出願は、知的財産権総局に対して行います。意匠出願は最初に、出願日の認定要件を満たしているか否かについての審査が行われます。すなわち、
  - ① 所定の様式による願書に必要事項が記載されているか、
  - ② 意匠に係る図面又は写真が添付されているか、
  - ③ 意匠の説明がなされているか、
  - ④ 所定の手数料が納付されているか、についての審査が行われます。
- (2) 出願日の認定要件が満たされている場合には、方式要件についての審査が行われま  
す。複数意匠に係る出願の場合には、ロカルノ協定国際分類の同一区分に属している  
か否かの審査も行われます。方式要件を充足していない場合には、補正命令が発せら  
れ、不備を是正しない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。
- (3) 方式要件を具備している場合には、①意匠の適格性、②新規性、③公序良俗違反に  
ついての実体審査が行われます。新規性等の要件を満たしていない場合には、出願は  
拒絶され、30日以内に不服申し立てをすることができます。
- (4) 新規性等の実体要件を満たしている場合には、意匠出願は出願公告されます。通常  
は、出願から3ヶ月以内に出願公告がなされますが、「公告の繰り延べ請求」がなさ  
れている場合には、最長、出願日（又は優先日）から12ヶ月間の繰り延べが認めら  
れていますので、当該繰り延べ期間の経過後に出願公告がなされます。出願公告の期  
間は3ヶ月間であり、この期間に第三者には当該意匠出願に対して異議申立を行うこ

とが認められています。異議申し立てがあった場合には、出願人には反論の機会が与えられます（3ヶ月間）。異議申し立ての結果、意匠出願が拒絶された場合には、出願人は管轄商事裁判所へ提訴することができます。

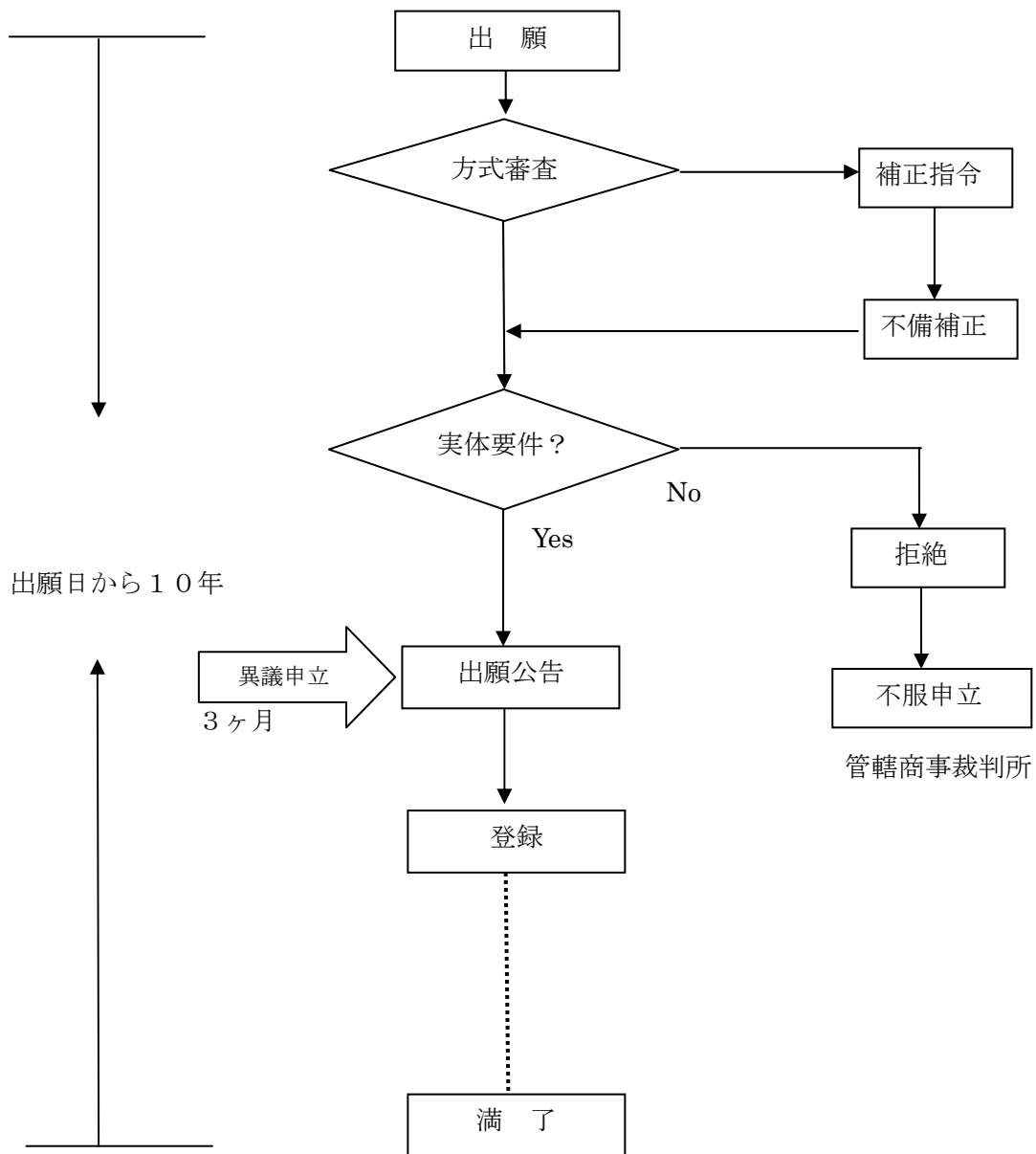
- (5) 出願が実体要件を満たしている場合には、意匠登録がなされ出願人に登録証が発行されます。

**【新規性】**

意匠出願日前（優先日前）に世界のいずれかにおいて、印刷物若しくは電子媒体において意匠が開示又は展示されていなければ、意匠出願は新規性を有することになります。以下の場合には新規性は喪失したものとはみなされません。

**【新規性喪失の例外】**

- ① 意匠出願日の6ヶ月前における、教育、研究又は開発試験目的での意匠創作者によりインドネシア国内における意匠の使用
- ② 意匠出願日の6ヶ月前における、インドネシア国内又は国外において開催された公の又は公に認められた国際博覧会、又は公の又は公に認められたインドネシア国内博覧会における意匠の展示



## 9. 存続期間及びその起算日

出願日から10年です。延長制度はありません。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておりません。

## 11. 留意事項

### (1) 意匠の定義

意匠とは、3次元又は平面の輪郭、色彩又はこれらの組み合わせによる形状、構造

若しくは配置であって、美的印象を与え一定の生産物、商品、工業製品又は手工芸品に適用できるものをいいます。

(2) 権利侵害

意匠に係る物品の製造、使用、販売、輸入は意匠権の侵害行為とされています。研究・教育目的でこれらの行為を行うことは侵害とはなりません。意匠権者の正当な利益を害さないことが条件とされます。意匠権者は、侵害行為に対しては、管轄商事裁判所に対して差し止め請求、損害賠償請求をすることができます。意匠権を故意に侵害する行為は刑事罰の対象となり、4年以下の禁固または罰金が課せられます。

意匠に係る物品に「登録意匠」である旨の標記は義務付けられていませんが、侵害対応のためには標記をしておくべきでしょう。

(3) 無効、取り消し

意匠登録について利害関係を有する者は、管轄商事裁判所に対して登録無効の請求をすることができます。無効理由は、新規性の欠如、公序良俗違反となっています。

(4) 譲渡

意匠権は譲渡することができますが、譲渡の効果を第三者に主張するためには所定の登録をしなければなりません。譲渡証書は譲渡人及び譲受人双方が署名し、公証を受けることが必要です。

(5) ライセンス

排他的ライセンス又は非排他的ライセンスの2種類がありますが、排他的ライセンスと認められるためには、ライセンス契約書にその旨が明記されていなければなりません。譲渡の場合と同様に、ライセンスを第三者に対抗するためには、所定の登録が必要となります。ライセンス契約の内容が不正競争行為を含んでいる場合には、ライセンスの登録は拒絶されることとなります。

(6) 著作権との関係

芸術的特性を有する意匠は著作権の対象にもなりますが、著作権として保護されるのは、大量に複製されていないもののみとなっています。



## 商標制度

### 1. 現行法令について

2001年8月1日に施行された商標法が適用されております。現在の商標法は、基本的にTRIPS協定との整合性が図れています。

### 2. 商標出願時の必要書類

#### (1) 願書4通

① 出願人の住所、氏名、国籍

② 商品又はサービスのリスト

2007年3月15日現在、1出願で3区分までの商品・サービスを指定することができます。

③ 基礎出願の出願日及び出願国（優先権を主張する場合）

④ 色彩の表示（色彩商標の場合）

⑤ 商標の意味又は音訳（外国語又はアルファベット以外の場合）

#### (2) 商標見本30通

商標見本にはいかなる付加的要素（「TM」など）も記載してはなりません。

#### (3) 商標所有権宣言書

出願に係る商標は出願人が正当所有者であり、他人の商標を実質的に模倣したものではないことを宣言するものです。出願人が署名し、インドネシア語による翻訳が必要となります。

#### (4) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (5) 優先権翻訳

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (6) 委任状

出願人が署名します。公証は必要ではありません。

#### (7) 団体商標の場合

「商標の使用管理規則」の写しが必要となります。インドネシア語の翻訳も必要です。

#### (8) 所定の手数料の支払い証拠

### 3. 料金表（単位：インドネシアルピア（IDR））

商標出願

\* 3区分まで 600000

\* 4区分以降の1区分 500000

#### 4. 料金減免制度について

商標出願についての減免制度は採用されていません。

#### 5. 実体審査の有無

商標出願については、絶対的拒絶理由、相対的拒絶理由についての実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

商標出願は審査後に出願公告されますので、出願公開制度は採用されていません。

#### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

商標出願をする前に、知的所有権総局に対して、予備的な公的調査を請求することができますが、その調査結果は知的所有権総局の審査を拘束するものではありません。

- (1) 商標出願については最初に方式審査が行われます。方式要件に不備がある場合には、2ヶ月以内に不備を是正するよう指令が発せられます。この期間内に不備を是正しない場合には、商標出願は取り下げられたものとみなされます。
- (2) 方式要件を満たした商標出願は、以下に述べる絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由についての実体審査が行われます。実体審査は、出願から30日以内に開始され、開始から9ヶ月以内に完了するように行われます。

##### 【絶対的拒絶理由】

- ① 識別力のない標章
- ② 既に公的な財産となっている標章
- ③ 公序良俗に反する商標
- ④ 商品・サービスの情報を構成する標章、又は商品・サービスに関連する標章
- ⑤ 悪意で出願された商標

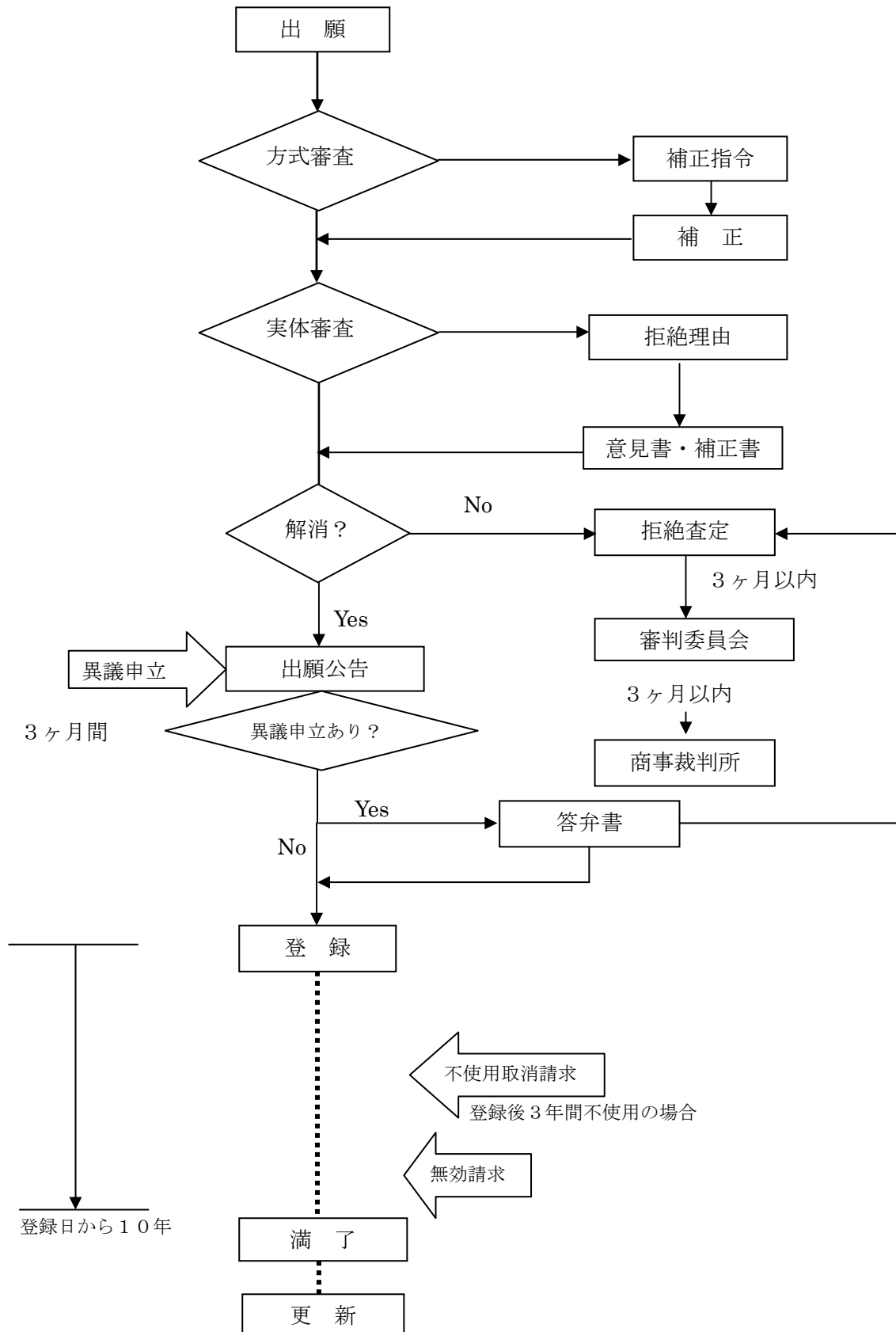
##### 【相対的拒絶理由】

- ① 先行する他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願
- ② 未登録周知商標と同一又は類似の商標であって、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願
- ③ 地理的表示と同一又は類似の商標
- ④ 他人の著作権、意匠権その他の知的所有権を侵害する商標
- ⑤ 不正競争を生じさせる商標

- ⑥ 著名な他人の氏名、写真、商号と同一又は類似の商標であって、当該他人の同意を得ていないもの
  - ⑦ 国、国際機関等の公的な名称、記章、紋章、印章、証印等と同一又は類似の商標であって、当該他人の同意を得ていないもの
- (3) 商標出願が上記のいずれかの拒絶理由に該当する場合には、出願人にその旨の通知がなされます。出願人は、30日以内に拒絶理由に対する反論、意見を述べることができます。最終的に出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に商標審判委員会に審判を請求することができます。審判の審決に不服がある場合には、3ヶ月以内に管轄商事裁判所に上訴することができます。

出願が拒絶理由に該当しない場合には、許可決定がなされ、商標出願は出願公告されます。出願公告から3ヶ月間、何人も異議申立を行うことができます。異議申立があった場合には、14日以内に異議申立書のコピーが出願人に送付され、出願人は2ヶ月以内に答弁することができます。異議申立の審査は、2ヶ月以内に終了するように行われます。

出願公告後に異議申立がなかった場合、あるいは異議申立の理由が認められなかった場合には、商標出願は登録され、登録証が発行されます。商標登録により商標権が発生します。



## 9. 存続期間及びその起算日

### (1) 存続期間

商標権の存続期間は登録日から起算して10年です。存続期間は更新登録出願により、10年間ごとに更新することができます。

### (2) 更新登録

商標登録を更新するためには、以下の手続きが必要です。

#### ① 更新登録出願期限

存続期間満了前12ヶ月以内に、知的所有権総局に対して更新出願を行う必要があります。この期間について猶予期間はありませんので注意が必要です。

#### ② 必要書類

- \* 更新登録出願の願書4通
- \* 使用に関する陳述書（使用証拠は要求された場合のみ必要です）
- \* 商標見本30通
- \* 委任状（出願人が署名）
- \* 所定の手数料の支払い

#### ③ 商標権の内容の変更

指定商品・サービスを減縮することが認められています。

#### ④ 更新出願の審査

更新出願に係る商標が、他人の周知商標と同一又は類似している場合には、更新出願は拒絶されます。更新の拒絶に対しては、管轄裁判所に不服申し立てを行うことができます。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありませんが、登録から3年間登録商標を使用していない場合には、職権又は申し立てにより登録が取り消される場合があります。

### 11. 保護対象

商標とは、自己の商品又はサービスを、他人の同種の商品又はサービスから識別するために使用される標章をいいます。具体的には、文字、図形、絵、名前、言葉等、又はこれらと色彩の組み合わせであって商業的に使用されるものをいいます。

### 12. 留意事項

#### (1) 不使用取消し制度

登録商標が、正当な理由なく指定商品又はサービスについて3年以上使用されていないときは職権又は第三者の請求により登録を取り消されることがあります。正当な理由とは、商品の輸入・販売の禁止など客観的なものであることが必要です。商

標権者が使用していなくてもライセンシーが使用していれば登録は取り消されません。

## (2) 団体商標

団体商標とは、同一の特徴を有し、複数の自然人若しくは法人によって取引される商品又はサービスについて、他人の同一の商品又はサービスから識別するために使用される商用をいいます。

団体商標として登録されるためには、団体商標を管理する者が出願を行い、出願時に商標の使用に関する規則のコピーを提出しなければなりません。通常の商標の登録要件に加えて、商標の使用に関する契約の要件が充足されているかの審査も行われます。

## (3) 譲渡

商標権は事業とともに、あるいは事業とは別の譲渡することができます。但し、サービスマークに係る商標権の場合には、提供するサービスの質が十分に保障される者にも譲渡することができます。譲渡は、知的所有権総局に登録しなければ第三者に対して譲渡の効力を主張することはできません。出願中の商標出願については、譲渡の登録をすることができませんので注意が必要です。商標権の譲渡の登録を行うには以下の書類が必要となります。

### 【譲渡の登録に必要な書類】

#### ① 申請書

商標の番号、譲渡人・譲受人の住所、氏名、国籍を記載。

#### ② 譲渡証書

譲渡人・譲受人の双方が署名し、公証を受ける必要があります。インドネシア語への翻訳も必要です。

#### ③ 譲受人による使用陳述書

インドネシア語への翻訳も必要です。

#### ④ 登録証

#### ⑤ 委任状

#### ⑥ 所定の手数料の支払い

なお、団体商標に係る商標権の譲渡の場合には、商標の使用に関する契約に基づき効果的な管理を行うことができる者に対してのみ譲渡が認められます。

## (4) ライセンス

登録商標について、独占的又は非独占的ライセンスを許諾することができます。

ライセンスは、商品・サービスの一部について、あるいは使用地域を限定して許諾することも可能ですが、商標権の存続期間を超えた期間を設定することはできません。また、ライセンスは登録しなければその効力を有しないものとされていますので、必ず登録する必要がありますが、インドネシア経済を害する条項が含まれてい

る場合には登録が拒絶される場合があります。

(5) 周知・著名商標

周知・著名商標は、商標登録されていない場合でも、他人の商標登録を排除することができます。排除できる範囲は、周知・著名商標と同一又は類似の商標であって、商品・サービスが同一又は類似の範囲のみならず、非類似の商品・サービスについても排除できる場合があるようです。また、周知・著名商標は商標法のみならず、不正競争防止法においても保護されています。

(6) 無効・取消し

商標登録から5年以内であれば、利害関係人は当該商標登録の無効を請求することができます。無効理由は実体的登録要件と同じで、無効請求は管轄商事裁判所に対して行います。

団体商標の場合には、利害関係人は以下の理由により登録の取消し請求ができます。

- \* 登録日又は最後の使用からから3年連続して使用されていない
- \* 登録された以外の商品・サービスについて使用されている
- \* 使用契約に違反した使用がなされている

(7) 地理的表示（原産地名称）

出願をすることにより、地理的表示の登録を受けることができます。地理的表示の登録を受けることができる者は、その地域において天然生産物等の事業を行っている者、手工芸品又は工業製品を製造する者等（協同組合、協会等）であり、商標出願と同様に方式要件、実体要件の審査を経て登録されます。